

# オランダ風説書と 近世日本

松方冬子

風説書

一 南米才利朝の行状記松方冬子著

仁海士打利朝全行状記松方冬子著

青島

一 長年江戸遊地の行状記松方冬子著

同日有る遊地行状記松方冬子著

一 西遊巴達利子行状記松方冬子著

一 上ヶケラエト人  
の事

中央人文 262-0050

横浜市立図書館



2038751916

東京大

オランダ風説書と  
近世日本

松方冬子

東京大学出版会

2038751916

# オランダ風説書と 近世日本

松方冬子

東京大学出版会

2038751916

目次

凡例

序章

第一節 研究史

1

1 オランダ風説書の研究史

1

2 一九七〇年代近世対外関係史研究の新動向

4

3 一九七〇―八〇年代の理論的枠組みの問題点

5

4 一九九〇年代以降対外関係史研究の潮流

8

5 一九九〇年代以降情報史研究における海外情報の位置

9

第二節 本書の課題と収録論文

13

1 本書の課題

13

2 本書の構成と収録論文

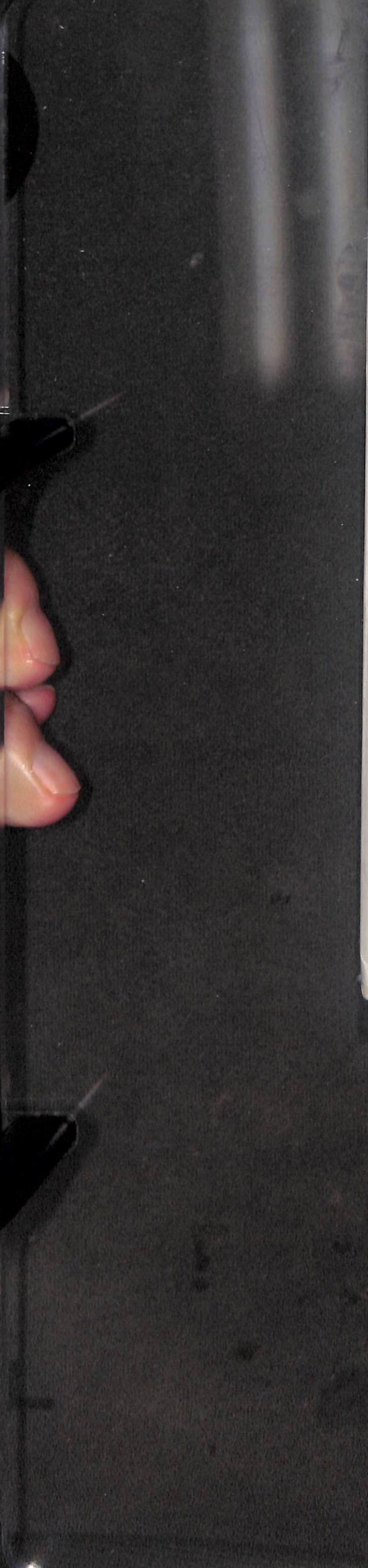
16

Dutch Reporting of World News  
During the Tokugawa Period: 1641-1859

MATSUKATA Fuyuko

University of Tokyo Press, 2007

ISBN978-4-13-026215-6



第一部 「通常の」風説書の確立

第一章 風説書確立以前のオランダ人による情報提供…………… 35

はじめに 35

第一節 一六四〇—五〇年代の日蘭関係と情報提供の義務づけ 37

1 参府賜暇の際の「条約」 37

2 一六四一年令 39

3 一六四三年令 40

4 一六五二年令 43

5 一六五九年令 44

小括 45

第二節 情報提供の義務づけに関する東インド総督の理解 47

1 一六四一年令 47

2 一六四三年令 48

3 一六五二年令 49

小括 50

第三節 一六四七年ポルトガル使節来航事件に関するオランダ人の情報提供 51

1 ポルトガル使節来航事件の第一報—一六四三年— 51

2 第二報—一六四四年— 55

3 蘭葡休戦と日本側の疑念—一六四五—四六年— 56

小括 60

おわりに 63

第二章 オランダ風説書の確立過程…………… 73

はじめに 73

第一節 「条約」の拡充過程—一六六〇—七〇年代— 76

1 「通航一覽」にみる「条約」 76

2 長崎のオランダ商館長の認識 78

3 「条約」拡充の背景 82

小括 86

第二節 情報提供の実態 87

1 一六六一—年タイオワン情報 87

2 一六六二—一六六六年の情報提供 88

3 一六六七—年フランス使節来航情報 89

4 その他の情報 93

小括 95

おわりに 96

第三章 オランダ東インド会社の時事情報配信システム……………105  
 —一六四〇—七〇年代オランダ風説書の情報源—

はじめに 105

第一節 一七世紀オランダの情報活動 107

1 情報集散地としてのオランダ共和国 107

2 もう一つの情報集散地バタヴィア 109

3 オランダ共和国からバタヴィアへ送られた諸新聞 112

第二節 バタヴィアからアジア各地へ配信された時事情報 113

1 「バタヴィア発信書翰控簿」収載の「託送文書一覽」 113

2 「託送文書一覽」にみる時事情報の諸類型 115

第三節 日本商館文書にみる「東インドよりの最新情報」 120

おわりに 122

第四章 「通常の」風説書に「原文」は存在したか……………131

はじめに 131

第一節 日本側史料にみる蘭文テキスト 133

1 オランダ船の入津手続き 133

2 和文風説書の下書き 135

第二節 日本商館文書にみる「通常の」風説書の蘭文テキスト 139

1 一六七〇年代、日本のための情報 139

2 一八三〇—一五〇年代、蘭文控 142

3 一八五〇年代、日本商館文書「発信文書控」の中の「通常の」風説書 143

おわりに 144

第二部 別段風説書の成立

第五章 別段風説書の成立……………151  
 —一八四〇—四五年の蘭文テキスト—

はじめに 151

第一節 一八四〇—四五年の別段風説書蘭文テキスト 153

1 「中国のアヘン問題」 153

2 別段風説書本文(1—6) 155

3 条約等の条文(7—14) 156

第二節 別段風説書本文の送付 157

1 一八四〇年分(1)の送付 157

2 一八四一—四四年分(2—6)の送付 159

第三節 条約等の条文の送付 160

1 南京条約・五港通商章程・通過税に関する宣言の条文(7—9)の送付 160

2 虎門賽追加条約等の条文(10-14)の送付 162

第四節 一八四六年、内容の一般化 163

おわりに 164

第六章 一八四四年オランダ国王ウィレム二世の「開国勸告」の真意…… 175

はじめに 175

第一節 親書送付に至るオランダ植民省の動機と事情 177

1 薪水給与令(一八四二年) 177

2 長崎における情報操作 181

3 正式な使節を欠く親書送付 185

第二節 国王親書と老中の返書 186

1 親書 186

2 返書 189

第三節 親書送付の影響とその後の日蘭関係 193

1 イギリスの脅威の持続と薪水給与令の諸列強への伝達 193

2 新たな脅威アメリカ 194

3 「鎖国」の「祖法」化 196

おわりに 197

第七章 一八四五年の別段風説書…… 209

はじめに 209

第一節 一八四〇年代東アジア発行の欧文新聞 210

第二節 一八四五年の別段風説書蘭文テキストとその情報源 213

1 「中国のアヘン問題」所収の蘭文テキスト―拙訳と解説― 213

2 一八四五年別段風説書の情報源 230

第三節 一八四五年の別段風説書と文テキスト 232

1 佐賀藩鍋島家文庫「辨辺新編」と「中国のアヘン問題」 232

2 「辨辺新編」「蘭人風説」別段風説書―本文部分の翻刻― 242

3 「辨辺新編」「蘭人風説」にみる翻訳の問題 252

おわりに 254

第八章 一八四六年におけるオランダ風説書…… 261

はじめに 261

第一節 オランダ領東インド政庁決議にみる別段風説書の内容の一般化 261

第二節 一八四六年の別段風説書と長崎のオランダ商館 268

第三節 オランダ商館長の年二回の風説上申構想 271

おわりに 276



## 終章 オランダ風説書の終局——一八五三—五九年——……………

283

はじめに 283

第一節 一八五三—五九年の「通常の」風説書 284

第二節 一八五三—五九年の別段風説書 290

おわりに 293

附表 「通常の」風説書蘭文控と別段風説書蘭文テキストの一覧(一八三四—五九年) 300

本書収録論文の初出一覧 304

あとがき 305

索引 7

英文要旨 1

## 凡例

- 一、本書においては、原則としてグレゴリオ暦を用いる。和暦の年月日を併記する場合は、( ) を用いて示す。引用和史料中の年月日付は和暦である。
- 二、本書の引用史料及び引用文献において、原文中で ( ) を用いている場合にはそのまま ( ) を用い、筆者による補足や説明は「」を以て表した。
- 三、本書引用の日本語史料は、読みやすさを考慮して、筆者が適宜読点、中黒を補った。「」は割書きを表す。漢字の旧字体・異体字は原則として、常用漢字に直した。類出する「江」え、「尔」に、「者」は、「与」と「得」え、「而」て、「子」ネ、以外の仮名は、現行通常の平仮名・片仮名に直した。「夕」と「夕」は、それぞれ「より」と「候」に直した。また、助詞の「ニ」や「江」などは、右寄せの小ぶりの字体で書かれている場合が多いが、右寄せとせず、他の文字と同じ大きさに統一した。
- 四、本書で用いるオランダ語史料は、特に断らない限り、オランダ国立中央文書館(旧称 Algemeen Rijksarchief、二〇〇二年に Nationaal Archief と改称した)所蔵である。連合東インド会社 Verenigde Oostindische Compagnie 文書は VOC、日本商館 Nederlandse Factorij Japan 文書は NFJ、植民省 Ministerie van Koloniën 文書は Kol、外務省 Ministerie van Buitenlandse Zaken 文書は BuZa、国王府 Kabinet des Konings 文書は KdK を付して、所蔵番号を示す。
- 五、本書に引用したオランダ語史料の翻訳に関しては、もとより筆者が全面的な責任を負うべきものであるが、翻訳に際しては、レイニアー・H・ヘスリンク Reinier H. Hesselink、イサベル・ファン・ターレン Isabel van Daelen、シンティア・フイアレイ Cynthia Vialle、加藤榮一、松井洋子の各氏に御教示を得たことを記して謝意を表す。
- 六、オランダ語の拙訳を示す場合、訳語が定着していないものや原語を示したほうがよいと思われるものについては、訳語の